

令和5年10月4日開催  
調 査

# 第6次福島町総合計画策定 調査特別委員会資料

○調査事件 第6次福島町総合計画策定に関する調査について

企 画 課



## 第6次福島町総合計画の策定について

### 1 基本構想（案）の見直しについて

本年6月6日に開催された第6次福島町総合計画策定に関する調査特別委員会において、いただいたご意見を反映するため、次のとおり対応いたします。

#### (1) 用語解説について

資料編に用語解説のページを追加します。

#### (2) SDGsについて

基本計画に、理解を深めるために取組むことを記載します。

※記載箇所 基本目標5「一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり」の「情報発信の充実」の項目

#### (3) 基本構想（案）の追記・修正について

基本構想14ページ 「(5) 財政」を令和4年度の決算が確定したことにより、最新の情報に修正します。

基本構想26ページ 「8. 今後のまちづくりに向けた課題」、「福島町の強み」の特産品に「養殖コンブ」を追加します。

基本構想35ページ 「3. 計画の施策体系」において、基本計画の項目順を変更します。

2-3 地域文化の振興と継承 → 2-3 生涯学習の推進

2-5 生涯学習の推進 → 2-5 地域文化の振興と継承

#### (4) SDGsと施策の関連性（一覧）について

基本計画（案）の作成に伴い、37頁及び38頁を整理します。

### 2 第5次福島町総合計画基本計画施策評価（令和4年度実績）について

第5次福島町総合計画基本計画における施策評価については、別冊1のとおりとなっております、概ね実施済みとなっております。

### 3 基本計画（案）について

第6次福島町総合計画の基本計画（案）については、基本的に第5次福島町総合計画の内容を継続することで整理しております。

構成としては、第5次総合計画で「現状」「課題」「施策」となっていたものを、第6次総合計画では「現状」「課題」を「近年の状況」、「施策」を「今後の主な取組内容」として整理しております。

第5次総合計画と第6次総合計画の対比については、別冊2のとおりとなっております。

第6次総合計画基本計画（案）では、各施策において関係するSDGsの取組

みを新たに表示しております。また、人権及び男女共同参画が社会的にも重要視されておりますので、「3-4. 人権意識の高揚と男女共同参画の実現」を施策として追加しております。

そのほか、第6次総合計画において追加となった主な内容は次のとおりとなっております。

基本計画 頁数	施策体系	近況の状況	今後の主な取組内容
36	4-3 土地利用と自然 環境の保全	(4) カーボンニュートラルの取組 ○環境省の補助金等を活用し、脱炭素計画の策定に向けた検討を進めています。 ○二酸化炭素の吸収源として、藻場等の海洋生態系に取り込まれた炭素（ブルーカーボン）の活用が提唱されています。	■脱炭素計画を策定し、2050年度の町内全体におけるカーボンニュートラルの実現に向け、再エネ・省エネの導入等に係る支援を検討します。 ■新設する公共施設への再エネ・省エネの導入を進めます。 ■福島吉岡漁業協同組合と連携し、養殖コンブなどのブルーカーボンを活用した脱炭素の推進を図ります。
38	4-4 環境衛生の充実	(5) 有害鳥獣処理施設 ○増加の一途をたどるエゾシカ等鳥獣被害対策として、有害鳥獣減容化処理施設を千軒地区に建設し、令和6年度に稼働します。	■町内の捕獲鳥獣のほか、交通死や他町で捕獲された鳥獣についても受け入れる体制を構築します。 ■施設の稼働後は、渡島西部4町で使用できるよう協議を進め、広域事務としての運営を目指します。
41	4-7 地域生活を支える取組の推進	(4) バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化 ○誰もが利用しやすい公共施設等の整備に努めています。	■公共施設等の整備・修繕の際は、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。

47	5-3 移住・定住の支援	<p>(3) 移住促進</p> <p>○北海道と共同して行う「U I J ターン新規就業支援事業」による移住支援金の支給のほか、U ターン以外の移住者を対象とした「移住促進引越支援補助事業」により、移住に係る引越費用の負担を軽減することで、移住促進を図っています。</p>	<p>■移住者を対象とした各種支援策に、住宅や子育て関連の各種支援策を複合的に展開することで、移住促進を図ります。</p> <p>■移住体験希望者を受け入れるため、青少年交流センターを活用します。</p>
49	5-4 情報発信の充実	<p>(3) SDG s の取組</p> <p>○2015年9月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標について、小学校の発表会で取り上げられるなど、少しずつ理解が広がっています。</p>	<p>■取組の趣旨に対する理解が深まるよう、広報等を活用して周知を行います。</p>
51	5-5 行財政運営の推進	<p>(6) ふるさと納税</p> <p>○ふるさと納税により財源確保だけでなく、地域経済の好循環に向け、PRに努めています。</p> <p>○令和5年度から企業版ふるさと納税を行っています。</p>	<p>■納税額の増額に向け、様々な場面で積極的にPRを行います。</p>

#### 4 町長公約の反映状況について

町長公約で掲げた6つの公約については、次のとおり基本計画（案）に反映しております。

公約の項目	第6次福島町総合計画基本計画（案）		頁数
持続可能な産業への支援	I 産業を活性化し、地域資源を生かすまちづくり	1-1 水産業の振興	3～4
		1-2 農林業の振興	5～7
		1-4 商工業の振興	11
地域全体で支える子育て支援	II 次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり	2-1 子育て支援の充実	14～15
		2-2 教育環境の充実	16～17
一人ひとりの健康が支える地域福祉	III 福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり	3-3 健康増進と保健・医療の充実	27～28
高齢者にやさしく、災害に強い環境整備	III 福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり	3-1 高齢者福祉の充実	23～24
		3-2 障がい者福祉と社会保障の充実	25～26
	IV 安全安心に暮らせるまちづくり	4-2 防災・消防体制の充実	33～34
次代に向けたデジタル化の推進	V 持続可能なまちづくり	5-5 行財政運営の推進	50～51
第2青函トンネル構想の実現	V 持続可能なまちづくり	5-6 広域行政の推進	52～53

## 5 実施計画登載事業の基準見直しについて

実施計画は基本構想・基本計画で定めた「まちづくりの目標」や「分野ごとの目標」を実現するため、具体的な施策・事業をどのように実施していくかを示すもので、効果的・効率的な行財政運営を図るとともに、毎年度の予算編成の基準となります。

現計画では、福島町総合計画の策定と運用に関する条例第8条（計画登載は100万円以上の事業）及び第14条第2項（事業費の20パーセント又は100万円以上の増減）の規定により、実施計画への新規事業の登載や既存事業の変更等を行ってきましたが、次期計画の策定にあたっては、これらの基準を見直し、実施計画の運用について、重点及び大型事業など政策的な事業に力点を置くことで、事務作業の効率化を図ります。

### (1) 実施計画登載事業の整理について

#### ① 事業経費の整理

地方公共団体の経費を、経済的性質を基準として分類すると「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」と大別されます。

実施計画の対象経費は「投資的経費」、「その他の経費」のうち、町が政策的・裁量的な観点から実施する事業に充てる「政策的経費」を対象とします。

なお、「その他の経費」のうち「政策的経費」以外の、庁舎や公共施設等の維持管理費等、毎年度経常的に要する経費や機器更新等に要する経費については「一般経常経費」とし、対象事業から除くものとします。

#### ② 対象事業の整理

実施計画登載の対象とする事業は「投資的経費」、「政策的経費」で、新規・継続を問わず、町が事業主体となって実施する事業とします。

また、事業主体が国や北海道、団体等であっても、町の財政負担が伴う事業で計画期間中に実施する「投資的経費」、「政策的経費」も実施計画登載の対象とします。

なお、新規で計画登載する事業の規模（事業費）及び計画変更の基準は、次のとおり見直しを図るものとします。

#### ア 新規登載事業の基準

- a ハード事業 単年度の事業費が300万円以上（備品購入費については1件100万円以上）、又は4年間の事業費総額が1,000万円以上の事業を登載
- b ソフト事業 単年度の事業費が200万円以上の事業を登載

#### イ 計画変更の基準

計画登載後の変更は、事業費に200万円以上の増減が生じた事業を対象とします。

実施計画対象事業の範囲  → 実施計画の対象となる事業

義務的経費	投資的経費	その他経費	
		政策的経費	一般経常経費
○人件費  ○扶助費 ・法令に基づくもの  ○公債費	●普通建設事業費※1 ・大規模な修繕、改築事業を含む  ●災害復旧事業費※2	●物件費のうち政策的なもの ・指定管理委託料 ・個別計画策定に要する経費 ・その他政策的なもの ●扶助費 ・町単独で行うもの ●補助費等※5 ●貸付金 ●投資及び出資金 ●そのほか、基本計画に登載された事業で、実施計画への登載が必要と認められるもの	○物件費※3のうち経常的なもの  ○維持補修費※4  ○積立金
	◎特別会計及び企業会計についても、上記に準じるものとします。		

※1 普通建設事業費

道路、橋りょう、学校、庁舎等の公共用又は公用施設の新増設の建設事業費、用地購入費や備品購入費のうち1件100万円以上の機械器具等の購入費が該当します。

※2 災害復旧事業費

災害等により生じた公共用又は公用施設の復旧に係る経費が該当します。

※3 物件費

町の経費のうち消費的性質を持つ経費で、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料（個別計画の策定に要するものを除く。）、備品購入費（1件100万円以上の機械器具等の購入費を除く。）などが該当します。

※4 維持補修費

町が管理する公共用施設等を補修するなどし、その効用を維持するための経費が該当します。

※5 補助費等

各種団体への負担金（会議負担金及び団体等への加入会費的なものを除く。）、補助金及び交付金（政策的なものを対象とし、運営費補助的なものは除く。）が該当します。



## 6 福島町総合計画の策定と運用に関する条例の一部改正について

実施計画登載事業の基準見直しに伴い、現行の条例について、次のとおり改正が必要となります。

福島町総合計画の策定と運用に関する条例新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（実施計画）</p> <p>第8条 実施計画は、原則として前期4年の実施計画と、後期4年の展望計画により構成し、後期実施計画は、前期実施計画の4年目に策定します。なお、実施計画への登載は、<u>原則として事業費が100万円以上の事業</u>とします。</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">（総合計画の見直し）</p> <p>第14条 町は、次の各号のいずれかにより総合計画の変更が必要と判断した場合は、政策等の追加や変更、廃止等、総合計画を見直すことができますものとします。</p> <p>(1) 自然災害等の緊急事態</p> <p>(2) 国の経済・財政対策等の緊急政策への展開</p> <p>(3) 社会経済情勢の急激な変化への対応</p> <p>(4) 町長が交代し、その公約を反映する場合</p> <p>(5) その他町長が特に認める場合</p> <p>2 前項の自然災害時等に関わらず、毎年度、事業のローリングを実施します。なお、ローリングによる議決対象事業は、<u>事業費の20%又は100万円以上の増減が生じた事業</u>とします。</p>	<p style="text-align: center;">（実施計画）</p> <p>第8条 実施計画は、原則として前期4年の実施計画と、後期4年の展望計画により構成し、後期実施計画は、前期実施計画の4年目に策定します。なお、実施計画への登載は、<u>原則として次の各号に定める</u> 事業とします。</p> <p><u>(1) 単年度の事業費が300万円以上（備品購入費について1件100万円以上）、または、4年間の総事業費が1,000万円以上のハード事業</u></p> <p><u>(2) 単年度の事業費が200万円以上のソフト事業</u></p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">（総合計画の見直し）</p> <p>第14条 町は、次の各号のいずれかにより総合計画の変更が必要と判断した場合は、政策等の追加や変更、廃止等、総合計画を見直すことができますものとします。</p> <p>(1) 自然災害等の緊急事態</p> <p>(2) 国の経済・財政対策等の緊急政策への展開</p> <p>(3) 社会経済情勢の急激な変化への対応</p> <p>(4) 町長が交代し、その公約を反映する場合</p> <p>(5) その他町長が特に認める場合</p> <p>2 前項の自然災害時等に関わらず、毎年度、事業のローリングを実施します。なお、ローリングによる議決対象事業は、<u>事業費に200万円以上の増減が生じた事業</u>とします。</p>

## 7 今後の策定スケジュールについて

日 程	対 象	内 容
10月4日	議 会	基本計画(案)について調査特別委員会で調査
10月中旬～ 11月下旬	議 会	実施計画(案)について調査特別委員会で調査
12月上旬	策定委員会	基本計画(案)、実施計画(案)の決定
12月上旬	審 議 会	基本計画(案)、実施計画(案)の諮問
12月中旬～ 令和6年 1月中旬	町 民 参 画	パブリックコメント (約1ヶ月)
令和6年 1月下旬	策定委員会 作 業 部 会	パブリックコメント意見等の確認
令和6年 2月上旬	審 議 会	第6次福島町総合計画最終案の審議・答申
令和6年 2月中旬	議 会	定例会2月会議に上程